令和8年分

給与支払報告書
（総括表・個人別明細書）

の記載例および注意事項

＜提出先・問合先＞
可児市役所　総務部　税務課　市民税係
〒509-0292
岐阜県可児市広見一丁目1番地
電話：0574-62-1111（代表）

＜特別徴収義務者指定番号について＞
○「特別徴収義務者指定番号」欄に、指定番号を記載してください。
○新規で指定番号の取得を希望する場合は、同欄内にある[新規]をマルで囲んでください。

＜法人番号又は個人番号について＞
○番号法制度の実施に伴い、「給与支払者の法人番号又は個人番号」の記載が必須となりました。
○個人事業主の場合も、代表者の個人番号の記載が必要です。

＜報告人員について＞
○「受給者総人員」欄は、給与を支払いしている者の総数を記載してください（可児市を含む全ての従業員の合計人数です）。
○「報告人員」欄は、可児市に提出する個人明細書の人数を、「在職者（特別徴収と普通徴収）」と「退職者」に分けて記載してください。

＜連絡先等について＞
○所在地や連絡先は必ず記載してください。
○税理士等に事務を委託している場合は、必ず委託先の連絡先等も記載してください。

総括表の記載例および注意事項

⑨給与支払報告書（総括表）

岐阜県 可児市長あて　　令和9 年 ○ 月 ○ 日提出

特別徴収義務者指定番号
※必ず指定番号を記入してください。 ※新規で指定番号を取得する場合は［新規］を○で囲んでください。 ［ 9999999 ］・［新規］

給与の支払期間	令和8 年 1 月分から 12 月分まで	受給者総人員（可児市以外も含めた全ての従業員の数）	150 人
給与支払者の法人番号又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
給与支払者の氏名又は名称	（フリガナ）ネンマツチョウセイ 年末調整 株式会社	報告人員	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称	同上	特別徴収	25 人
同上の所在地	〒509－○○○○ 岐阜県可児市広見○丁目○番地 ○○○○ビル○階	普通徴収（退職者のみ）	3 人
給与支払者の連絡先	（所属部署）経理課 （担当者名）年末　一郎 （電話番号）0574-62-○○○○	普通徴収（給与不定期又は少額・乙欄・専従者のみ）	2 人
		合計	30 人
関与税理士等の連絡先	（事務所の住所）〒509-△△△△ （事務所の名称）可児市広見△丁目△番地 △△△税理士事務所 （電話番号）0574-62-△△△△	納入書の送付 必要 ・ 不要	
		中途就職者で前職分を合算している場合、摘要欄に記載されていますか。 はい　・いいえ	

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

（市区町村提出用）

支払を受ける者	住所	〒509-◇◇◇◇ 岐阜県可児市広見◇丁目◇番地

（受給者番号） A0001

（個人番号） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

（役職名） 課長

（フリガナ） カニ　タロウ

氏名 可児　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	内 8,028,500 円	6,125,650 円	5,108,291 円	内 0 円

（源泉）控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）								16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）			非居住者である親族の数	
				特定		老人			その他		特親			特別		その他	
有	従有		千 円	人	従人	内 人	人	従人	人	従人	人	従人	人	内 人		人	人
○			380,000	1		1	2		1		1		5	1	1		2

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
円 630,000	内 463,291 円	120,000 円	25,000 円	50,850 円

（摘要）

＜前職分＞
株式会社 前職合算
支払金額：2,078,200　社保：112,732　源泉：5,940

（1）可児（カニ）　特親（トクシン）（合計所得600,000円）
（2）可児（カニ）　年少D（ネンショウD）（非居住者）

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	円 112,200	円	円 125,500	円 150,100	円

住宅借入金等特別控除の額の内訳								
	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日（1回目）	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住宅借入金等年末残高（1回目）	円
	1		30	9	12	住（特）	12,000,000	
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日（2回目）	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	住宅借入金等年末残高（2回目）	円
	円 120,000							

（源泉・特別）控除対象配偶者			区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
（フリガナ）	カニ　ツマコ			円 125,000	円	円 32,000
氏名	可児　妻子				基礎控除の額 円	所得金額調整控除額 円
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3					

控除対象扶養親族			区分	16歳未満の扶養親族			区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
1	（フリガナ）	カニ　ドウロウシン		1	（フリガナ）	カニ　ドウトクショウ		
	氏名	可児　同老親			氏名	可児　同特障		
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 8		
2	（フリガナ）	カニ　ロウジン	01	2	（フリガナ）	カニ　ネンショウA		（1）123456789022
	氏名	可児　老人			氏名	可児　年少A		
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 5			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 9		
3	（フリガナ）	カニ　トクテイ		3	（フリガナ）	カニ　ネンショウB		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	氏名	可児　特定			氏名	可児　年少B		
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 6			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 0		
4	（フリガナ）	カニ　イッパン		4	（フリガナ）	カニ　ネンショウC		（2）123456789023
	氏名	可児　一般			氏名	可児　年少C		
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 7			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 1		

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
										○		8	4	20	昭和	35	6	3

支払者		
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 4 5	（右詰で記載してください。）
住所（居所）又は所在地	〒509-○○○○　岐阜県可児市広見○丁目○番地　○○ビル○階	
氏名又は名称	年末調整 株式会社	（電　話）0574-62-○○○○

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

給与支払報告書（個人別明細書）の記載例および主な注意事

※住民税を正確に計算するため、以下の点について特にご注意ください。

＜氏名・住所・生年月日について＞
○個人の特定を行うため大変重要な項目ですので、正確に記載してください。
○フリガナも必ず記載してください（本人・扶養親族等の全員）。
○住所は、令和9年1月1日時点における、実際の居住地を記載してください。

＜住宅借入金等特別控除について＞
○令和8年の年末残高や控除可能額、居住開始日など、必ず全ての項目を記載してください。
○記載漏れ・誤りがあると正しい控除が受けられない場合があります。

＜扶養親族等について＞
○特定親族特別控除の額について、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。その場合、「摘要」欄に当該者の各人別の合計所得または、その見積額を記載してください。
○「区分」欄には、扶養親族が非居住者である場合に、01～05の区分に応じて該当する数字を記入してください。
○扶養親族が4人を超える場合、氏名・個人番号を指定の欄に記載してください。
・氏名　　：「摘要」欄
・個人番号：「5人目以降の控除対象（16歳未満の）扶養親族の個人番号」欄
○「摘要」欄に記載する扶養親族が複数いる場合は、各欄の氏名と個人番号の対応関係が分かるように、括きの数字（(1),(2)...等）を記載してください。
○扶養親族が次に該当する場合には、「摘要」欄に下記内容を記載します。
・16歳未満の扶養親族の場合：氏名の後に「（年少）」と記載
・非居住者の場合　　：氏名の後に「（非居住者）」と記載

＜中途就・退職 及び 前職分の合算について＞
○令和8年中に就職又は退職している場合、該当欄にマルを付け、日付を記入してください。
○中途就職者で前職合算した場合は「摘要」欄に「前職分」・「支払者の名称」・「支払金額」・「社会保険料額」・「給与所得控除後の金額」・「所得控除の額の合計額」・「源泉徴収額」等を記載してください。前職分の記載がない場合は、前職合算は無いものとして計算します。

＜個人番号（マイナンバー）について＞
○番号法制度の実施に伴い、受給者本人、扶養親族等の全員の個人番号（マイナンバー）の記入が必須とされました。それぞれの欄に記載してください。
○給与支払者の個人番号または法人番号も記載してください。

※令和8年度の税制改正により、「基礎控除」及び「給与所得控除の最低保証額」が引き上げられました。
詳細は国税庁HP等でご確認ください。